

◎新潟県告示第275号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、令和8年4月12日から生ずるものとする。

令和8年4月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 区域
姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域
- 2 区分
10トン以上の漁船により主としていか釣りを営む漁業
- 3 届出年月日
令和8年3月23日